

仕様書

1. 契約内容

- (1) 契約件名：タクシーの供給に関する請負契約
- (2) 契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 応募資格

応募者は、次のすべての条件を満たす必要がある。

- (1) 次に該当しないもの
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の（ア）から（キ）のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - （ア）契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関し不正行為をした者
 - （イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （ウ）落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - （エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （オ）連合会に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - （カ）その他連合会に著しい損害を与えた者
 - （キ）上記（ア）から（カ）のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ウ 一般競争（指名競争）参加資格申請書若しくはこれに添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載しなかった者
- (2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (3) 事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可（福祉タクシーのみの許可は除く。）を受けていること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項の規定に基づき、旅客の運賃を定め、また同法第11条第1項の規定に基づき、運送約款を定め、国土交通大臣（運輸大臣）の認可を受けている者であること。
- (5) 関東運輸局認可で、配車可能な車両を500台以上保有していること。
- (6) 配車車両には、原則ETC車載器が装着されており、有料道路通行料金の割引が適用されること。
- (7) タクシーの迎車料金が1車1回毎に500円以内であること。

- (8) タクシー乗車券を無償で発行・納入できること。
- (9) 当会からタクシー乗車券の請求があった際、必要な数量を請求日を含む3営業日以内に納入可能のこと。
- (10) 月毎に使用料金を取りまとめ、使用したタクシー乗車券及び使用明細書を部課別に添付し、当会が指定する日までに料金の請求ができること。
- (11) 本契約に係る事務手数料が無料であること。
- (12) 運転手に対して、運転従事業務等に関する教育研修制度が確立されており、実行されていること。
- (13) 接客態度、運転技術に優れ、安全かつ的確に目的地まで運行できること。
- (14) 自社の責任の有無にかかわらず、事故が発生した場合、当日若しくは翌営業日午前中までに当会担当者まで報告を行える体制を有すること。

3. 応募申込書（以下「申込書」という。）等の提出期限等

この公募内容等の条件を満たす者で、契約を希望する者は、以下により申込書を提出すること。

(1) 提出先

〒102-8081

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 総務部総務課（担当：大鷲）

電話：03-3222-1841（内線132）

(2) 提出期限

令和8年2月6日（金）17時必着

(3) 提出書類

応募申込書（別紙様式）、応募申込書に記載の添付書類

(4) 提出方法

郵送

4. 申込書の無効

次の各号に該当する申込書は無効とする。

- (1) 上記2. に示した応募する者に必要な資格のない者及び参加に関する条件に違反した者の提出した申込書
- (2) 応募者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載のない申込書
- (3) 記載事項等が不明確である申込書
- (4) 提出期限を過ぎた申込書

5. 契約者の決定方法

上記申込書等必要書類を提出した者のうち、上記2. に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

6. その他

- (1) 本仕様書に定めなき事項については、協議の上決定する。
- (2) 業務を受託した者は、契約による業務において知り得た内容について、これを外部に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。